

平成28年度事業計画

我が国の経済については、政府の月例経済報告（28年4月）において、「景気は、このところ弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とされ、「先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。」とされている。

しかしながら、地方部においては、人口の減少、少子高齢化の進展、地方活力の低下などを背景に本格的な回復とまでは至っていない。

そのような中、バス事業については、公共的使命を担っており、安全かつ良質なサービスを提供すべく最大限の努力を図っている。

乗合バス事業における輸送人員は、減少傾向が続く中、燃料価格の下落により経費減少とはなっているものの、依然として厳しい状況に変わりはない。

また、地方路線を確保する役割は変わっておらず、加えて、運転者不足という課題の中で、バス事業の根幹である安全性や利便性が求められている。

一方、貸切バス事業については、貸切バスの運賃・料金制度が改正され、貸切バスの稼働率は落ちているものの、ようやく運賃収受が定着してきたことから、全体の収入は上回ってきている。新運賃・料金については、バス事業の適正化のもとで、その発展をめざし制度の定着を図ることが重要となっている。

とりわけ、今日のバス業界は、バス輸送の安全確保を最優先課題とし、事故防止対策・安全対策を重点的に取り組むとともに、輸送サービスの向上、バス事業の活性化、経営環境の改善など多くの課題解決に取り組んでいく必要がある。

このため、平成28年度においては、バス事業の新たな発展を図りつつ、次の各項目を重点として、会員はもとより日本バス協会と連携を図りながら取組みを進めることとする。

1. 乗合バス事業の維持改善及び輸送サービスの向上

(1) 交通政策基本法等への対応

交通政策基本法の具体化の一つとして改正地域公共交通活性化再生法が平成26年11月に施行され、各地において地域公共交通網形成計画の策定が進んでいる。

地域公共交通網形成計画の策定においては、地方公共団体を中心に関係者の合意のもと、まちづくりと一体で公共交通ネットワークを実現する枠組みを創設するものとなっている。

交通政策の推進にあたっては、交通事業者の役割も定められおり、地域、関係者が一体となった交通施策となるよう、地域公共交通再編実施計画の策定にあたっては協議会等に積極的に参画するとともに、地方公共団体と連携し、地域における活性化と再生を効果的に進めていくことが重要となっている。

2. 貸切バスの安全の確保及び新運賃料金制度への取組み

(1) 高速・貸切バスの安全の確保

平成28年1月に発生した「軽井沢スキーバス事故」については、高速・貸切バス業界として重く受け止めており、バス業界全体の事故防止対策の向上、安全確保の底上げが重要課題となっている。

国土交通省では、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置し、再発防止の議論が進められてきている。これらを受け、検討委員会の事故防止・安全対策について、実効性を伴った実施を図るとともに、利用者が安心してバスを利用できるよう、その対策の徹底とバスの安全情報の提供を推進する必要がある。

また、これに加え、バス業界全体の安全意識の向上と遵法意識の低い不適切事業者の排除、新規参入規制の厳格化が必要となっている。

(2) 貸切バスの新運賃料金制度への取組み

貸切バスの新運賃料金については、制度が改正され2年が経過し、制度の定着がみられている。引き続き本制度の内容はもとより制度の趣旨について関係者の理解が進むよう努める必要がある。

新運賃の適用方については、一部取扱いの課題もあるが、運賃料金制度の遵守、旅行業者との関係の適正化、手数料の適切な運用など、制度の趣旨に沿った運用を図っていく必要がある。

また、貸切バス事業者の選定に際しては、安全性や利用者サービスなどを重視した選択を理解・促進するとともに、運賃の適正収受に努め、健全な経営基盤の確立を図っていくこととする。

3. 事故防止・安全輸送対策の推進

バス事業に係る交通事故については、第一当事者となる事故件数は減少傾向にあるものの、死亡事故はほぼ横ばいの傾向となっている。

事業用自動車の事故防止については、国土交通省が10年間計画として定めた「事業用自動車総合安全プラン2009」を踏まえ、次の事項を重点的に取り組むこととする。

(1) 安全管理体制の構築と事故防止を図るための「運輸安全マネジメント」の円滑な取組みと確実な実施が図られるよう推進する。

(2) 運行管理者等による、実効ある確実な点呼や過労運転の防止の徹底について推進を図る。

(3) 車内事故防止対策として、運転者に対する「ゆとり運転」と利用者に対する「ゆとり乗降」を啓発し、高齢者を中心とする事故防止の徹底を図る。

また、バス停発着時の車内事故防止と交差点内の右左折時の事故防止の徹底を図る。

(4) 高速道路等を運行するバスの乗客への「シートベルトの着用」の周知徹底を推進する。

(5) バス車両故障や火災事故が発生が散見していることから、その原因分析と車両点検整備の徹底を推進する。

(6) 運転者の健康に起因する事故防止を図るため「健康管理マニュアル」の実施とS A S（睡眠時無呼吸症候群）検査、心疾患、脳疾患検査の受診を促進する。

4. 交通バリアフリー及び環境対策の推進

移動円滑化や地球温暖化ガスの削減、省エネ運転に資するため、「人と環境にやさしいバス」事業の促進をはじめ、次の諸活動に取り組む。

- (1) バリアフリー新法に基づき、移動円滑化基準に適合したバス車両への代替促進と併せ、ノンステップバスの普及を促進する。
また、CO₂削減の環境対策として、ハイブリッドバス、低燃費車等の導入支援を行い、アイドリングストップや低炭素社会への推進を図る。
- (2) 「エコドライブ管理システム（EMS）」や「ドライブレコーダー」の導入支援と環境・安全対策のための情報提供に努める。
- (3) 日本バス協会の「バスの環境対策強化期間」として、国のエコドライブ推進運動や黒煙クリーンキャンペーン等に協力する。

5. 運輸事業振興助成交付金事業について

- (1) 交付金地方事業として、乗合バス事業者による輸送施設整備事業を始め、バス輸送サービス改善事業、安全運行対策事業、指導研修事業、環境対策事業等について、効率的な運用を図るとともに、助成制度の利用促進に努める。
- (2) 日本バス協会中央事業のバス利用者施設等整備事業、「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス及び貸切バス助成事業」、「融資斡旋・利子補給事業」等に係る活用を推進するための情報提供に努める。
- (3) 安全運行対策事業の一環として、運転者に係る適性診断の計画受診の促進と「睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策事業」のスクリーニング検査費用を助成し、安全運行の確保に努める。

6. バス運転者確保及び育成対策等について

バス運転者の確保及び育成に向け、日本バス協会の実施する「運転者人材確保対策事業」の大型二種免許取得養成助成事業の活用を推進する。また、新潟県の実施している「運輸事業者の人材確保対策」の取り組みを推進する。

また、新潟県バス協会では、バス業界のイメージアップと人材確保を目的に、広く県民を中心に広報展開を実施する。

7. その他、広報活動の推進等について

ホームページ、マスメディア、「バスの日」行事等を通じ、広く県民に対しバス事業の公共性・重要性について理解を求めていくとともに、協会パンフレット等の活用を図り、バス利用の促進を図る。